

池上 英明（大阪教育大学）

●12月10日は1948年に世界人権宣言が国連総会で採択された日を記念して定めた人権デーです。そして、今年はその国連が誕生して80年ですが、日本では「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（以下「基本計画（第二次）」）が閣議決定された年もあります。表題の“「誰か」のことじゃない。”は、この「基本計画（第二次）」を所管する法務省の人権啓発キャッチコピーです。私はここに2つの意味があると思っています。●1つは、私たちは人権の「享有主体」だということです。すなわち、私たち一人一人は生まれながらに人権をもち、それを行使できる存在だということです。人権の話になると差別や人権を侵害されている人の問題で、自分のことではないと思っていないでしょうか？しかし、「なぜ人権を侵害してはいけないのか」「なぜ差別をしてはいけないのか」を本当の意味で理解するには、自分が持っている人権の内容をきちんと理解し、人権が侵害されたりされそうになった時には、それを守る方法を正しく理解すること、そして、人権は自分だけでなく他者にも保障されていることを理解すること、その上で人権は衝突することがあり、その場合でも互いを尊重しつつ調整する必要があること。また、忘れてならないのは、公権力は人権を侵害する場合があること。これらのことが「基本計画（第二次）」に書かれています。●2つめは、人権問題を考える時には、マジョリティがもつ「特権」についての理解が必要だということです。この場合の「特権」とは上智大学の出口真紀子教授によると「あるマジョリティ側の社会集団に属していることで労なくして得ることのできる優位性（権力も含まれる）」のことだそうです。人権問題を考える時は、人を直接侮辱したり排除したりすること（直接的差別）をイメージすることが多いですが、人権問題には法律、教育、政治、メディア、企業といった制度の中で行われるシステムティックな行為（制度的差別）や、差別を語ることをタブー視すること、「郷に入っては郷に従え」などの逸脱を許さない文化（文化的差別）があります。実はこの社会はマジョリティが暮らしやすいように出来ているので、マジョリティ側はこうした問題に気づきにくいのですが、マイノリティにとって生きづらい社会になっています。例えば、車椅子ユーザーの方が電車やバスを利用することに対して「混んでいない時間に乗ればいいのに」と言ったりする人がいます。しかし、車椅子ユーザーの方も好き好んで混みあつた時間帯に利用したいわけではありません。必要があってその時間帯に利用しているのです。そもそも「健常者」はそんなことを詮索されることはありません。この裏には「障害者は健常者のじやまにならない範囲でなら社会参加して良い」という意識はないでしょうか？私は“「誰か」のことじゃない。”には、以上2つの意味が込められていると思っています。